

## 議案第74号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、下記のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定するものとする。

令和6年11月28日提出

長久手市長 佐藤有美

記

#### 1 事件の概要

令和4年5月17日に長久手市立色金保育園にて、保育士が相手方の子を抱きかかえ玄関のオートロック開錠ボタンを押そうとした際、相手方の子が落下し、相手方の子を受傷させた。

#### 2 相手方

長久手市在住 個人

#### 3 和解及び損害賠償額の内容

市が、相手方に対し、979, 657円の損害賠償をするものとする。

#### 説明

この案を提出するのは、相手方と和解し、及び損害賠償の額を決定するため必要があるからである。



## 議案の概要

### 1 議案の趣旨

本件に係る損害賠償の請求に関し、相手方と和解し、及び損害賠償の額を決定するものです。

### 2 合意内容

- (1) 市は相手方に対し、本件に対する一切の損害賠償金として金 979,657 円を市加入の保険会社である損害保険ジャパン株式会社から、相手方指定口座に支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件の合意内容に定めるもののほか、一切の債権債務がないことを確認する。
- (3) 本件の合意内容は、長久手市議会の議決をもって効力を生ずる。